土蔵	一棟	恵那市岩村町三四二
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四四
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四五―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四九
土蔵	一棟	恵那市岩村町二六三―二
土蔵	一棟	恵那市岩村町二六七
離れ	一棟	恵那市岩村町二六九―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町二六九―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町二六九―一
染工場	一棟	恵那市岩村町二六九―一
埋門	一棟	恵那市岩村町二六九―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町三二九―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町三二九―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町三一七
土蔵	一棟	恵那市岩村町三一七
土蔵	一棟	恵那市岩村町八〇五―四
主屋	一棟	恵那市岩村町七七九―二
土蔵	一棟	恵那市岩村町八〇〇―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町一五八四―二
土蔵	一棟	恵那市岩村町一六〇四

○文部科学省告示第六十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表二　美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	美濃市二〇二六
主屋	一棟	美濃市二〇二八―一
土蔵		

○文部科学省告示第六十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十五年文部科学省告示第八十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表一　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	八女市本町一二六―二
工場	一棟	八女市本町二五二―一
主屋　南	一棟	八女市本町三一六
主屋		

○文部科学省告示第六十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十七年文部科学省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表二　大田市温泉津伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	大田市温泉津町温泉津ロ二七四
主屋	一棟	大田市温泉津町温泉津ロ一一九
主屋	一棟	大田市温泉津町温泉津イ五〇―一〇

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表三　篠山市篠山伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	篠山市河原町八八―二
土蔵		

○文部科学省告示第六十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十二年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十九年文部科学省告示第七十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表四　日田市豆田町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	日田市豆田町一二二―二
長屋		